

令和8年度国土強靱化地域計画に基づく事業（予定）

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 関連する事業主体 | | | |
|----|------------|---|---|--|---|---|-----|-------|
| | | | | | 別表 | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 1 | 目標1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | | | |
| 2 | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 | | | | | | |
| 3 | | 住宅・建築物の耐震化等 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 | 住宅・建築物の耐震改修工事等に係る費用を補助する。 | 社会資本整備総合交付金 | | ○ | ○ |
| 4 | | 住宅・建築物の耐震化等(再掲) | 狭小道路のデータベースの構築・運営を行う。 | | 社会資本整備総合交付金 | | ○ | |
| 5 | | 県営住宅の防災・減災対策等 | 公営住宅等ストック総合改善事業 | 県営住宅の地震等の災害発生時に入居者の安全を確保するとともに、「福島県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。 | 防災・安全交付金 | | ○ | ○ |
| 6 | | 都市公園施設の減災対策等 | 交付金事業（公園） | 都市公園施設における老朽化施設の計画的な更新や減災化等を実施するとともに、安全で安心して利用できる公園環境を確保する。 | 防災・安全交付金 | | ○ | ○ |
| 7 | | 都市公園施設の減災対策等(再掲) | 公園維持補修事業 | 都市公園施設における老朽化施設の計画的な更新や減災化等を実施するとともに、安全で安心して利用できる公園環境を確保する。 | | | | |
| 8 | | 空港施設の整備等 | 空港維持補修事業 滑走路域安全区域整備事業 舗装更新事業 | 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守る。 | 空港整備事業費補助金 | | ○ | |
| 9 | | 空港施設の整備等(再掲) | 福島空港防災機能に関する検討会の開催 | 福島空港の防災・減災機能の強化を図るため、関係者会議により検討を行う。 | | | | ○ |
| 10 | | 港湾施設の整備等 | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | |
| 11 | | 漁港施設の整備等 | 漁港施設機能強化事業 水産物供給量確保保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基礎整備事業（水産物供給量確保整備事業費補助） 水産資源環境整備事業費補助 漁村総合整備事業費補助 | | ○ | |
| 12 | | 橋梁施設の耐震対策等 | 道路長寿命化対策事業（公共） | 大規模地震時の落橋防止・早期復旧を目的とした橋梁等の耐震対策や橋梁やトンネル等の長寿命化対策を推進する。 | | | | |
| 13 | | 橋梁施設の耐震対策等(再掲) | 道路維持補修事業 | 大規模地震時の落橋防止・早期復旧を目的とした橋梁等の耐震対策や橋梁やトンネル等の長寿命化対策を推進する。 | | | | |
| 14 | | 無電柱化の推進 | 補助事業（道路）、補助事業（街路）、街路事業 | 電線地中化等による無電柱化を推進する。 | 無電柱化推進事業費補助 | | ○ | ○ |
| 15 | | 空き家対策の推進 | 空き家対策総合支援事業 | 市町村が主体となり地域の実情を踏まえて行う空き家対策事業に対し補助する。 | | | | ○ |
| 16 | | 教育施設の耐震化等 | 私立学校耐震化促進事業 | 私立学校の耐震化への補助 | | | | ○ |
| 17 | | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等 | 社会福祉施設整備事業（保護施設等） | 保護施設の施設整備に係る費用を補助する。 | 社会福祉施設等施設整備補助金 | | ○ | ○ |
| 18 | | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 社会福祉施設整備事業 | 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行う。 | 福島県社会福祉施設等（自立支援関連施設）施設整備補助金 | | | ○ |
| 19 | | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 医療施設等耐震整備事業 | 地震発生時に適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設等の耐震化又は補強等に要する工事請負費等について補助する。 | 医療提供体制推進事業費補助金 | | | ○ |
| 20 | | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 小規模介護施設等整備事業 | 「介護施設等の耐震化に関する地域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業））」を活用し、介護施設等の防災・減災対策を促進していく。 | 地域医療介護総合確保基金 | | | ○ |
| 21 | | 児童福祉施設等の機能維持 | 社会福祉施設整備事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ施設等の修繕工事や民間事業者に対する補助等を行う。 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | | | ○ |
| 22 | | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 児童養護施設等生活環境改善事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ施設等の修繕工事や民間事業者に対する補助等を行う。 | 児童養護施設等生活環境改善事業費補助金 | | | ○ |
| 23 | | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 県立障がい児施設等施設維持事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ障がい児施設の整備を行う。 | | | | ○ |
| 24 | | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 中央児童相談所整備事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、中央児童相談所を新たに整備する。 | | | | ○ |
| 25 | | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ児童厚生施設等の整備を行う。 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | | | ○ |
| 26 | | 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業 | 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、補助金を交付する。 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | | | ○ |
| 27 | | 保育所・認定こども園の整備等 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | 保育所・認定こども園の整備への補助 | 就学前教育・保育施設整備交付金 | | | ○ |
| 28 | | 交通安全施設の維持管理 | 交通安全施設の維持管理事業 | 大規模災害が発生した場合でも、交通安全施設の確保等を行うため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号機や道路標識の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理を推進する。 | 福島県交通安全施設整備補助金 （交通安全施設等整備費補助金） | | | ○ |
| 29 | | 警察施設の耐災害性等 | 警察施設の耐災害性の推進 | 大規模地震等の発生による警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建設や非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。 | | | | ○ |
| 30 | 1-2 | 大規模津波等による多数の死傷者の発生 | | | | | | |
| 31 | | 海岸保全施設の点検・更新等 | 河川海岸維持管理事業 | 長寿命化計画に基づき、計画的に海岸保全施設の更新等を推進する。 | 防災・安全交付金、海岸保全施設整備事業費補助 | | ○ | ○ |
| 32 | | 防災緑地・海岸防災林の整備等 | 防災緑地造成事業 | 海岸における飛砂、潮害、風害、津波等から県民の生命・財産の保全を図る。 | 治山事業 | | | |
| 33 | | 防災緑地・海岸防災林の整備等(再掲) | 公園維持補修事業 | 防災緑地施設の計画的な修繕、維持管理及び樹木の保全を図る。 | | | | |
| 34 | | 河川管理施設の整備等 | 交付金事業（河川） 補助事業（河川） 河川海岸維持管理事業 | 洪水氾濫を未然に防ぐハード対策として、河川の整備を推進する。防災・減災対策として堤防強化や樹木伐採・河道掘削を推進する。長寿命化計画に基づき、計画的に河川管理施設の更新等を推進する。 | 防災・安全交付金、特定洪水対策等推進事業費補助、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 | | ○ | ○ |
| 35 | | 港湾施設の整備等(再掲) | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | |
| 36 | | 漁港施設の整備等(再掲) | 漁港施設機能強化事業 水産物供給量確保保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基礎整備事業（水産物供給量確保整備事業費補助） 水産資源環境整備事業費補助 漁村総合整備事業費補助 | | ○ | |
| 37 | | 自動化・遠隔操作監視システムを有する防波門及び防波の点検・更新等 | 防波門及び防波の維持管理及び操作訓練 | 津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として整備された防波門及び防波について、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムによる閉門操作が確実に実行されるよう、計画的かつ適切な維持管理及び操作訓練を行う。 | | | | |
| 38 | | 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援 | 地震被害想定調査事業（地震・津波被害想定調査結果活用震災対策事業） | 市町村の指定避難所・指定避難場所の指定や市町村地域防災計画の修正に必要な助言を行う。また、福島県・地震津波被害想定調査の結果を県民へ広く周知するとともに、調査結果を活用し住民向けの啓発や津波避難訓練等を実施する。 | | | | ○ |
| 39 | | 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援(再掲) | 津波ハザードマップの作成支援 | 市町村の指定避難所・指定避難場所の指定や市町村地域防災計画の指定に必要な助言を行う。 | | | | |
| 40 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | ○ |
| 41 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | ○ |
| 42 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発せられたり想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | ○ |
| 43 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教育の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | ○ |
| 44 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教育の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | ○ |
| 45 | | 適切な避難行動の呼びかけ | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りや恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。消防防災アプリや防災X等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | ○ |
| 46 | 1-3 | 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | | | | | | |
| 47 | | 空き家対策の推進(再掲) | 空き家対策総合支援事業 | 市町村が主体となり地域の実情を踏まえて行う空き家対策事業に対し補助する。 | | | | |
| 48 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | ○ |
| 49 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | ○ |
| 50 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発せられたり想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | ○ |
| 51 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教育の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | ○ |
| 52 | | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教育の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | ○ |
| 53 | | 適切な避難行動の呼びかけ(再掲) | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りや恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。消防防災アプリや防災X等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | ○ |
| 54 | 1-4 | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） | | | | | | |
| 55 | | 海岸保全施設の点検・更新等(再掲) | 河川海岸維持管理事業 | 長寿命化計画に基づき、計画的に海岸保全施設の更新等を推進する。 | 防災・安全交付金、海岸保全施設整備事業費補助 | | ○ | ○ |
| 56 | | 防災緑地・海岸防災林の整備等(再掲) | 防災緑地造成事業 | 海岸における飛砂、潮害、風害、津波等から県民の生命・財産の保全を図る。 | 治山事業 | | | |
| 57 | | 防災緑地・海岸防災林の整備等(再掲) | 公園維持補修事業 | 防災緑地施設の計画的な修繕、維持管理及び樹木の保全を図る。 | | | | |
| 58 | | 河川管理施設の整備等(再掲) | 交付金事業（河川） 補助事業（河川） 河川海岸維持管理事業 | 洪水氾濫を未然に防ぐハード対策として、河川の整備を推進する。防災・減災対策として堤防強化や樹木伐採・河道掘削を推進する。長寿命化計画に基づき、計画的に河川管理施設の更新等を推進する。 | 防災・安全交付金、特定洪水対策等推進事業費補助、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 | | ○ | ○ |
| 59 | | 洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援 | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | ○ |
| 60 | | 洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援(再掲) | 洪水避難体制の整備 | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りや恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。消防防災アプリや防災X等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | ○ |
| 61 | | 洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援(再掲) | 洪水ハザードマップ作成支援 | 洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図を作成する。 | | | | ○ |
| 62 | | 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 | 「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 | 関係部局や市町村との連携を強化し、施設管理者に対し、あらゆる機会を活用して、必要性を説明する。制度の周知（関係団体等（市町村含む）への直面周知、ホームページによる周知）実地指導・監査時の指導（計画に位置づけられた施設等指導監査時の確認、市町村権限施設については市町村民生部門への直面周知） | 防災・安全交付金 | | ○ | ○ |
| 63 | | 都市部内水による浸水対策への支援 | 公共下水道事業（交付金） | 市町村が実施する雨水貯留施設や雨水ポンプ場の整備などハード対策のほか、内水ハザードマップ作成などのソフト対策に対して、予算の確保や技術的助言を通じ、支援を行う。 | | | | ○ |
| 64 | | ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備 | 大規模特定砂防事業 事業別砂防砂防事業 交付金事業（砂防） 砂防施設整備事業（県単） | 地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全する土砂災害対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進などのソフト対策の強化を図る。 | 防災・安全交付金、特定土砂災害対策推進事業費補助 | | ○ | ○ |
| 65 | | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進 | 事業継続計画の実効性を高める取組を推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | | ○ |
| 66 | | 漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進 | 事業計画の策定を推進 | 関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。 | | | | ○ |
| 67 | | 自動化・遠隔操作監視システムを有する防波門及び防波の点検・更新等(再掲) | 防波門及び防波の維持管理及び操作訓練 | 津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として整備された防波門及び防波について、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムによる閉門操作が確実に実行されるよう、計画的かつ適切な維持管理及び操作訓練を行う。 | | | | |
| 68 | | ダム管理設備の機能確保 | 防災ダム事業 | ダム管理設備の老朽化や、貯水池内に土砂堆積によりダム管理に不具合が発生しているため、十全な洪水調節機能の発揮を図るため、本事業によるダム管理設備の改修や移設工事を行い、河川の洪水による崩壊、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止する。 | 農村地域防災減災事業 | | | |
| 69 | | ダム管理設備の機能確保(再掲) | ダムメンテナンス事業等 | 既設ダムの機能を見直し、下流河川の氾濫被害の軽減を図る。 | 環境改良費補助 | | | ○ |
| 70 | | ダムによる洪水調節機能の強化 | 治水協定の基本治水受運用等を実施 | 治水協定に基づき、「貯水運用」や台風等の大雨が想定される場合に、ダムの水位を下げる「事前放流」の取組を実施し、下流域の洪水被害の軽減を図る。 | | | | ○ |
| 71 | | 湛水防除施設の整備等 | 湛水防除事業 | 農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、排水機場等の排水設備の再整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。 | 農村地域防災減災事業 | | | ○ |
| 72 | | 湛水防除施設の整備等(再掲) | 農業農村整備事業実施計画費 | 農業農村整備事業を計画的かつ効率的に進めるために必要な事業計画策定を行う（水利防災施設）。 | 農村地域防災減災事業 | | | ○ |
| 73 | | 農業水利施設の適正な安全管理 | 水利施設等保全高度化事業（機能保全計画） | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ○ | ○ |
| 74 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 農業用河川工作物（調節工、水門、樋管、堰門工、橋脚工等）が構造上不適当又は不十分のため治水機能が劣り改善の必要があるものについて整備・補強を行い洪水等による被害を未然に防止する。 | | 農村地域防災減災事業 | | | ○ |
| 75 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 国営造成施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農地耕作条件改善事業交付金 | | | ○ |
| 76 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | | | ○ |
| 77 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農村山村地域整備交付金 | | | ○ |
| 78 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | かんがい排水事業（一般型） | 農業生産の基礎となる水利利用の合理化を推進し、農業生産の向上を図るため、ダム、調節工、揚水機場、幹線排水路等の農業水利施設の整備を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | | | ○ |
| 79 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 県営水利施設長寿命化対策事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | | ○ |
| 80 | | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 県営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | | ○ |

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 別表 | 関連する事業主体 | | |
|-----|---|--|--|--|----|----------|-----|-------|
| | | | | | | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 81 | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農山村地域整備交付金 水利施設等保全高度化事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 82 | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 土地改良施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | | | ○ | ○ | |
| 83 | 農業水利施設の適正な安全管理(再掲) | 特定農業用管路等特別対策事業 | 石線等が使用されている農業用管路について、石線に起因する影響を未然に防止し、安全・安心な農業用水を安定的に確保するため、管路の撤去及び更新を行う。 | 農村地域防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 84 | 農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援 | ため池等整備事業（一般） | ため池又は貯留池の向上が必要な防災重点農業用ため池について、決壊による水害から農民の生命及び財産を保護するほか、農地、農作物及び農業用地設備等の被害を未然に防止するため、ため池整備工事を実施する。 | 農村地域防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 85 | 農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援(再掲) | 農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援(再掲) | ため池の決壊や沁透が発生する際の迅速な避難行動につながるため、農業用ため池ハザードマップを作成し防災減災対策を進める。 | 農村地域防災減災事業補助金 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 86 | 農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援(再掲) | ため池維持管理事業 | 受益農地の潤滑などにより農業用水を供給する必要がなくなった農業用ため池について、堤体の潤滑などにより貯留機能をなくし、下流域の安全を図る。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 87 | 田んぼ沼の取組の普及推進 | 田んぼ沼普及推進事業 | 県営住宅の地震等の災害発生時に入居者の安全を確保するとともに、「福島県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。 | | | | | |
| 88 | 自助・共助の取組促進 | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「そなえるふくみノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 89 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(地域防災活動促進事業) | 自主防災組織の設立や活動促進を目的として、市町村職員や自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を開催するとともに、研修・訓練に係る経費や資機材整備に係る費用の一部について助成する。また、地区防災マップや地区防災計画の策定を支援する。 | | | | | ○ |
| 90 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | | ○ |
| 91 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(自立防災活動促進事業) | 災害時応援協定を締結しているスーパーやホームセンターでの店頭防災プロモーションや小学生を対象に防災を体験しながら学ぶ防災キャンプを実施する。 | | | | | ○ |
| 92 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 93 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 94 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたらという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 95 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 96 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動を時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 97 | 適切な避難行動の呼びかけ(再掲) | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りを恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。県防災アプリや防災文等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | | ○ |
| 98 | 避難行動要支援者対策の推進 | 防災対策支援事業（避難行動要支援者個別計画作成支援事業） | 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、市町村を対象とした研修会を開催するとともに、地域ごとに行政や事業所等の関係者が意見交換を行う懇談会の開催や、各市町村の進捗状況や課題に応じた個別伴走支援を実施する。 | | | | | ○ |
| 99 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 | 医療的ケア児の災害時対策や市町村における個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。 | 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 | | | | ○ |
| 100 | 自主防災組織等の強化 | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「そなえるふくみノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 101 | マイ避難の促進 | 災害がいのちを守る事業（いのちを守る啓発事業） | 「マイ避難」の理解促進と実践の促進をはかるため、地域防災ポスターと連携し、講習会等を開催する。 | | | | | ○ |
| 102 | 石油コンビナート防災体制の充実・強化 | 石油コンビナート地区災害対策事業 | 福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関と連携し防災体制の充実・強化を図るとともに、訓練の実施に向けた調整を行う。 | | | | | ○ |
| 103 | 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 | | | | | | | |
| 104 | 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築(再掲) | 「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 | 関係部局や市町村との連携を強化し、施設管理者に対し、あらゆる機会を活用し、必要性を説明する。制度の周知（関係団体等（市町村含む）への書面周知、ホームページによる周知）実施指導・監査時の指導（計画に位置づけられた施設等指導監査時の確認、市町村権限施設については市町村民生部門への書面通知） | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 105 | 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 | 道路橋りょう改良事業（県単） | 山間部の道路は、地滑りや土砂崩れのおそれがある箇所があるため、バイパス整備や道路拡幅等による土砂災害防止対策を推進する。 | | | | | |
| 106 | 砂防施設等の維持管理 | 砂防メンテナンス事業 砂防施設維持管理事業 | 既存の砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。 | 特定土砂災害対策推進事業費補助 | | | | ○ |
| 107 | ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備(再掲) | 大規模特定砂防事業 事業期間砂防事業 交付金事業（砂防） 砂防施設整備事業（県単） | 地域の社会・経済活動を基盤としたソフトを保全する土砂災害対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進などのソフト対策の強化を図る。 | 防災・安全交付金、特定土砂災害対策推進事業費補助 | | | | ○ |
| 108 | 地すべり防止施設の整備等 | 県管理施設維持管理事業 | 「地すべり等防止法」に基づき地すべり防止区域内（農林水産省所管）において、地すべり防止工事を実施し、農地、農業用地設備並びに民家や公共施設等の被害を除去または軽減し、国土の保全と民生の安定を図る。 | 県単（緊急自然災害防止対策事業債） | | | | |
| 109 | 治山施設の整備等 | 復旧治山事業 | 山地災害を防止するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工事等の施設の整備や植栽等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。 | 治山事業 | | | | |
| 110 | 治山施設の整備等(再掲) | 地すべり防止事業 | 地すべり防止区域内において、地すべりによる被害を防止するため、地すべり滑動の抑制及び休止工事の対策を実施する。 | 治山事業 | | | | |
| 111 | 治山施設の整備等(再掲) | 防災林造成事業 | 積雪地帯で発生するおそれの被害、海岸における風砂、潮害、風害等の被害、内陸部における季節風などの強風による被害及び土砂流出による林木の倒伏等被害から県民の生命財産の安全を図る。 | 治山事業 | | | | |
| 112 | 治山施設の整備等(再掲) | 保安林総合改良事業 | 森林所有者の間に無い原因で林況が著しく悪化し、保安林の指定目的が果たし得ない箇所について、保安林の有益な公益的機能の回復・強化を図るとともに、森林整備を実施する。また、森林病虫害防除法に規定されている松くい虫が雄虫の被害により、現況が著しく悪化した森林において、保安林の有益な公益的機能の回復・強化を図るため森林整備を実施する。 | 治山事業 | | | | |
| 113 | 治山施設の整備等(再掲) | 保育事業 | 既治山事業により植栽等を実施した箇所において、適切な保育管理を実施、その健全な成長の促進を図る。 | 治山事業 | | | | |
| 114 | 治山施設の整備等(再掲) | 機能強化・老朽化対策事業 | 既存の治山施設を有効活用して、山地災害を未然に防止し、生活環境整備の整備に資するための機能強化対策及び老朽化対策を実施する。 | 農山村地域整備交付金 | | | | ○ |
| 115 | 治山施設の整備等(再掲) | 保安林総合改良事業 | 森林所有者の間に無い原因で林況が著しく悪化し、保安林の指定目的が果たし得ない箇所について、保安林の有益な公益的機能の回復・強化を図るとともに、森林整備を実施する。また、森林病虫害防除法に規定されている松くい虫が雄虫の被害により、現況が著しく悪化した森林において、保安林の有益な公益的機能の回復・強化を図るため森林整備を実施する。 | 治山事業 | | | | |
| 116 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 117 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 118 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたらという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 119 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 120 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動を時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 121 | 適切な避難行動の呼びかけ(再掲) | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りを恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。県防災アプリや防災文等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | | ○ |
| 122 | 火山噴火に対する警戒避難体制の整備 | 火山防災対策事業 吾妻山・山ノ上・エルトアール整備事業 | 火山災害から住民や登山者・観光客等の安全を確保するため、火山周辺の緊急避難施設の整備など、警戒避難体制を推進する。 | | | | | ○ |
| 123 | 1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生 | | | | | | | |
| 124 | 火山噴火に対する噴石経路の整備 | 国立公園等施設整備事業 | 火山災害から登山者・観光客等の安全を確保するため、活火山周辺の避難経路（登山道）整備を推進する。 | 自然環境整備交付金 | | | | ○ |
| 125 | 避難小屋の噴石対策 | 国立公園等施設整備事業 | 避難小屋は、火山噴火による災害発生時に登山者・観光客の安全を確保する必要がある建物であることから、「火山活動が活発化した場合の避難計画（火山周辺区域）」に基づき、施設の噴石対策を計画的に進める。 | 自然環境整備交付金 | | | | ○ |
| 126 | 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(再掲) | 火山防災対策事業 吾妻山・山ノ上・エルトアール整備事業 | 火山災害から住民や登山者・観光客等の安全を確保するため、火山周辺の緊急避難施設の整備など、警戒避難体制を推進する。 | | | | | ○ |
| 127 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 128 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 129 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたらという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 130 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 131 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動を時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 132 | 適切な避難行動の呼びかけ(再掲) | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りを恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。県防災アプリや防災文等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | | ○ |
| 133 | 1-7 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生 | | | | | | | |
| 134 | 道路の除雪体制等の確保 | 除雪事業（交付金） | 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を確保するため、過時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等を実施し、除雪体制の充実・確保の取組みを推進する。 | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 135 | 道路の除雪体制等の確保(再掲) | 除雪事業（県単） | 暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を確保するため、過時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等を実施し、除雪体制の充実・確保の取組みを推進する。 | | | | | ○ |
| 136 | 雪崩対策の推進 | 雪崩対策事業 | 雪崩危険箇所における雪崩防止対策を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動に取り組み、雪崩対策の推進を図る。 | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 137 | 道路の防雪施設の整備 | 交付金事業（道路） | 雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策を推進する。 | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 138 | 道路の防雪施設の整備(再掲) | 道路橋りょう改良事業（県単） | 雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策を推進する。 | | | | | ○ |
| 139 | 道路の防雪施設の整備(再掲) | 道路維持補修事業 | 雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備し、冬期間における道路交通対策を推進する。 | | | | | ○ |
| 140 | 豪雪対策関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 | 豪雪地帯対策 | 福島県豪雪地帯対策連絡協議会を開催し、関係機関が行う雪対策の再確認を行うとともに、情報共有を図る。 | | | | | ○ |
| 141 | 雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起 | 豪雪地帯対策 | 地域の特性に応じた豪雪地帯対策を促進するとともに、関係機関との連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 142 | 雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起(再掲) | 雪による事故防止等の注意喚起 | 県広報媒体やラジオ等を通じた雪害への備え等について注意喚起を実施する。雪害の発生又は発生のおそれがある場合は、情報収集を行い、被災市町村に対し、必要に応じた支援を行う。大雪による道路閉鎖や交通途絶等により、要請に応じて情報提供や災害時対応協定等に協力支援を行う。 | | | | | ○ |
| 143 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市持ち回り）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 144 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 145 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたらという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 146 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 147 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動を時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 148 | 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | | |
| 149 | 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | | | | | | | |
| 150 | 消防広域応援体制の強化 | 避難指示区域内における林野火災訓練 | 避難指示区域内において大規模な林野火災が発生したことを想定した訓練の実施。（参加機関）県内応援消防本部、緊急消防援助隊、双葉消防本部 | 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 | | | | ○ |
| 151 | 消防広域応援体制の強化(再掲) | 緊急消防援助隊合同訓練の実施 | 大規模災害又は特殊災害に対し、緊急消防援助隊として出動する各消防本部対応と連携体制の確立を図り、福島県大規模対応に連携体制の強化を目的とした合同訓練を実施。（参加機関）県内12消防本部 | | | | | ○ |
| 152 | 消防団の充実・強化 | 消防団入団促進支援事業 | 消防団員の確保に向けた関連事業を実施する ・消防団協力事業所制度の導入やふくしま消防団サポート企業の導入 ・消防団活動の活性化に向けた研修会を開催 | | | | | ○ |
| 153 | 消防団の充実・強化(再掲) | ふくしま消防力強化事業 | 若者や女性の消防団への入団促進や事業所との連携強化に向けて関連事業を実施する ・若者や女性の要となる入団促進を図る ・女性団員の確保や女性消防活動等 ・事業所との意見交換会の開催 ・事業所との連携事項に関する研修会の開催 | 消防団加入促進事業委託金 | | | | ○ |
| 154 | 避難地域等における消防体制の再構築 | ふくしま消防力強化事業 | 避難地域では、消防団の確保が困難な状況が続いていることから、消防団の再編だけでなく、他市町村、常備消防、企業などの他機関との連携体制を構築することで地域防災力の充実・強化を図る。 | | | | | ○ |
| 155 | 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化 | 都道府県間の相互応援協定の締結 | 大規模災害時等における各都道府県間の相互応援に関する協定を締結し、実効性のある体制を整える。 ・大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（東北6県に北海道と新潟県） ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会） ・原子力災害時の相互応援に関する協定 ・航空消防防災相互応援協定 等 | | | | | ○ |

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 別表 | 関連する事業主体 | | |
|-----|------------------------------------|--|---|---------------|----|----------|-----|-------|
| | | | | | | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 156 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自防活動促進事業） | 「そなえるふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験し」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 157 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(地域防災活動促進事業) | 自主防災組織の設立や活動促進を目的として、市町村職員や自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催するとともに、研修・訓練に係る経費や資機材整備に係る費用の一部について助成する。また、地区防災マップや地区防災計画の策定を支援する。 | | | | ○ | ○ |
| 158 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自防活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | ○ | ○ |
| 159 | 自助・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(自防活動促進事業) | 災害時応援協定を締結しているスーパー・ホームセンターでの店頭防災プロモーションや小学生を対象に防災を体験しながら学ぶ防災キャンプを実施する。 | | | | ○ | ○ |
| 160 | 消防防災ヘリによる救助活動等の推進 | 消防防災ヘリコプター運航事業 | 救急・救助活動や災害対応における消防防災ヘリコプターの円滑な運用を確保するため、機体や資機材の整備を行う。 | | | | | ○ |
| 161 | 救急業務の充実 | 救急高度化推進事業 | 救急業務の高度化を推進するため、救急救命士養成研修に職員を派遣する消防本部に対して、研修費用の補助を行う。 | | | | ○ | ○ |
| 162 | 自主防災組織等の強化(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自防活動促進事業） | 「そなえるふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験し」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 163 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市5町4回）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 164 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。 （参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 165 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報等の伝達訓練を実施する。 | | | | | ○ |
| 166 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、救急の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。 関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 167 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 顕微視・顕微視している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 168 | 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実(再掲) | 災害対応人員の確保 | 災害発生時の体制整備及び業務継続計画による対応人員の確保。 | | | | | ○ |
| 169 | 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実(再掲) | 災害用装備資機材整備 | 災害対応に必要な装備資機材の購入、更新、維持管理 災害発生時の体制整備及び業務継続計画による対応人員の確保。 災害対応に必要な装備資機材の購入、更新、維持管理 | | | | | ○ |
| 170 | 警察による災害対応のための連携体制の充実・強化 | 連携体制の充実・強化 | 災害時応援協定締結先との情報交換、合同訓練の実施等による連携体制の充実・強化 | | | | | ○ |
| 171 | 警察ネットワーク環境の充実 | 警察ネットワーク環境の充実 | 警察本部庁舎、警察署等の警察施設間のネットワーク環境の整備・充実を図る。 | | | | | ○ |
| 172 | 警察施設の耐災害性等(再掲) | 警察施設の耐災害性の推進 | 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替や非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。 | | | | | ○ |
| 173 | 2-2 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺 | | | | | | |
| 174 | 災害拠点病院救急等の拡充及び機能確保 | 地域災害拠点病院施設整備事業 | 災害発生時において、被災地内の傷病者の受入や災害派遣医療チーム（DMAT）の被災地への派遣などの医療救急活動の支援強化に向けて、災害拠点病院救急を境内12消防本部管内に1病院以上設置するよう拡充に向けて取り組む。 | | | | | ○ |
| 175 | 災害拠点病院救急等の拡充及び機能確保(再掲) | 非常用発電設備及び給水設備整備事業 | 災害時に多発する重篤な救急患者の救急医療等を確保するため、福島県立医科大学付属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院ずつ指定している。災害に伴う停電等が発生した場合でも、災害拠点病院における医療活動を維持するため、現況調査等により非常用発電機、燃料の確保、受水確保の確保等の状況を把握し、災害拠点病院の機能確保に取り組む。 | | | | | ○ |
| 176 | 透析医療機関での非常時対応体制の整備 | 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 | 災害時の透析医療機関に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルに明記する。福島県透析医療災害対策連絡協議会に随時参加する等、透析医療体制の強化に取り組んでいく。 | | | | | ○ |
| 177 | DMATによる災害医療体制の充実 | 災害派遣医療チーム（DMAT）研修等派遣事業 | 災害発生後直ちに被災地へ入り、ドクターや救急隊、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チーム（DMAT）について、県内の災害拠点病院における体制の整備・維持に取り組むとともに、各種研修や実地訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る。 | | | | | ○ |
| 178 | DPATによる精神保健活動支援体制の充実 | 災害時精神医療体制整備事業 | DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を図る。 | | | | | ○ |
| 179 | ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化 | 地域災害拠点病院施設整備事業 | 災害発生時の指定要件上、ドクターヘリが数回以内で飛来する場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離陸降着場を確保することで要件を満たしていることとされているものの、引続き、活用可能な補助金を活用する等、ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化を図る。 | | | | | ○ |
| 180 | ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化(再掲) | 多目的医療用ヘリ運航事業 | 迅速な救急医療提供体制強化のため、多目的医療用ヘリ運航事業を外部委託により実施するもの。 | | | | | ○ |
| 181 | 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備 | 災害救急医療資機材整備事業 | 東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことを踏まえ、SCUに必要な資機材の配備やSCU設備運営訓練の実施に取り組むとともに、福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 182 | 災害医療コーディネーター体制の整備 | 災害派遣医療チーム（DMAT）研修等派遣事業 | 県災害医療コーディネーター研修を実施し、災害派遣医療チームの養成及び機能維持を継続して取り組んでいく。 | | | | | ○ |
| 183 | 災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持 | 災害時医薬品等備蓄供給事業 | 災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日程度程度の初期段階に確保することが困難となることから、県内を6方別に分けた備蓄供給体制を構築し、災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託や福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの運用に取り組んでいる。 災害時に医療機関等から要請があった場合、医薬品等の迅速な供給を確保するため、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を推進する。 | | | | | ○ |
| 184 | 災害時医療・福祉人材の確保 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業 | 関係団体と連絡調整を行い、協定に基づき福島県災害派遣医療チームを被災地に派遣する。 | | | | | ○ |
| 185 | 医療機関における情報通信手段の確保 | 医療施設非常用通信設備整備事業 | 災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した円滑な対応が図られるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。 | | | | | ○ |
| 186 | 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持(再掲) | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業 | 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、補助金を交付する。 | | | | | ○ |
| 187 | 福祉避難所の充実・確保 | 福祉避難所の充実・確保 | 市町村への指定状況調査の実施（毎年年度末） 指定促進に向けた取組（周知） | | | | | ○ |
| 188 | 浜通り地方における医療提供体制の再構築 | 圏域等医療施設再開支援事業 | 医療機関が日常圏域区域等で再開等する又はした場合には、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施することで、避難地域における医療提供体制の再構築を推進する。 | | | | | ○ |
| 189 | 浜通り地方における医療提供体制の再構築(再掲) | 近隣地域医療提供体制整備事業 | 避難地域で提供が困難な透析等の医療機関について、近隣地域の医療機関に施設・設備整備の支援を行うことで、避難地域における医療機能の補完を図る。 | | | | | ○ |
| 190 | 浜通り地方における医療提供体制の再構築(再掲) | 双葉地域二次医療提供体制確保事業 | ふたば医療センター附属病院の運営及び多目的医療用ヘリ運航や県立医科大学からの救急医師等の派遣を受けることにより、双葉地域における二次救急医療の確保及び住民帰還・居住促進を図る。 | | | | | ○ |
| 191 | 浜通り地方における医療提供体制の再構築(再掲) | 双葉地域における中核の病院整備事業 | 双葉地域における医療提供体制の再構築に当たり、中核的役割を担う新たな病院を整備する。 | | | | | ○ |
| 192 | 浜通り地方における医療提供体制の再構築(再掲) | ふたば医療センター附属病院運営経費 | 双葉地域における必要な医療を確保するため、ふたば医療センター附属病院を運営する。 | | | | | ○ |
| 193 | 浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築 | 被災地福祉・介護人材確保支援事業 | 福祉介護人材の確保を図るために、福島県外の若及び避難地域からの避難者等、被災地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、就職準備金や研修受給料を貸与する。 | | | | | ○ |
| 194 | 感染症予防措置の推進 | 災害時の感染症予防措置の推進 | 災害時において各種感染症が蔓延する事態を防ぐため、感染症対策に関する各種研修へ職員を派遣して、最新の感染症への対応能力を備えた感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防対策についての普及啓発などに取り組む。感染症予防措置を推進する。 災害時の保健医療福祉活動にかかわる体制の整備・強化に向け、保健医療福祉分野における災害対応マニュアルを適時改訂するとともに、研修・訓練等による職員の能力強化を図る。 | | | | | ○ |
| 195 | 災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備 | 災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備 | DHEATの設置マニュアルを令和元年東日本台風の検証結果を踏まえた改定を行い、マニュアルに沿った研修や訓練を行うことで、チームの構成員の能力向上を図る。 災害時健康危機管理調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。 DHEAT養成研修への専門職派遣を継続し、県内のDHEAT構成員の増加及び強化を図り、他県災害時の派遣要請に速やかに応じることができるような体制を整備する。 | | | | | ○ |
| 196 | DHEATの構成員養成及び運営体制の強化 | 災害時健康危機管理調整会議等 | 災害時健康危機管理調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。 DHEAT養成研修への専門職派遣を継続し、県内のDHEAT構成員の増加及び強化を図り、他県災害時の派遣要請に速やかに応じることができるような体制を整備する。 | | | | | ○ |
| 197 | 災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持 | 保健福祉事務所施設・設備整備事業 | 災害時の地域の健康危機管理の拠点となる保健所の機能を維持するために、老朽化している施設の計画的な修繕に加え、自家発電設備の整備等を進める。 | | | | | ○ |
| 198 | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 社会福祉施設整備事業（保護施設等） | 保護施設の施設整備に係る費用を補助する。 | | | | | ○ |
| 199 | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 社会福祉施設整備事業 | 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行う。 | | | | | ○ |
| 200 | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 医療施設等耐震整備事業 | 災害発生時に適切な医療提供体制の維持を図るために、医療施設等の耐震化又は補強等に要する工事請負費等について補助する。 | | | | | ○ |
| 201 | 病院施設・社会福祉施設の耐震化等(再掲) | 小規模介護施設整備事業 | 介護施設等の耐震化を条件に行う広域市施設の大規模修繕・耐震化整備事業（福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業））を活用し、介護施設等の防災・減災対策を促進していく。 | | | | | ○ |
| 202 | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 社会福祉施設整備事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、社会福祉施設の整備を行う法人に対し、整備費の一部を補助する。 | | | | | ○ |
| 203 | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 児童養護施設等生活環境改善事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ施設等の修繕工事や民間事業者に対する補助等を行う。 | | | | | ○ |
| 204 | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 県立障がい児施設等施設維持事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ障がい児施設の整備を行う。 | | | | | ○ |
| 205 | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 中央児童相談所整備事業 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、中央児童相談所を新たに整備する。 | | | | | ○ |
| 206 | 児童福祉施設等の機能維持(再掲) | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 災害が発生した場合でも、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、老朽化が進んだ児童厚生施設等の整備を行う。 | | | | | ○ |
| 207 | 災害時に地域の輸送等を支える道路整備 | 交付金事業（道路）、交付金事業（街路）、補助（街路）、街路事業 | 緊急輸送道路や代官路の狭路や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がある箇所について解消を図り、緊急輸送ネットワークの強化を推進する。 | | | | | ○ |
| 208 | 東北道路啓蒙計画の策定・推進 | 東北道路啓蒙計画の策定・推進 | 東北道路啓蒙計画に基づき、災害発生時に実施する道路啓蒙について、関係機関と連携を図りながら防災訓練や資機材の確保等を進め、計画の実効性を高める取組を推進する。 | | | | | ○ |
| 209 | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進(再掲) | 事業継続計画の有効性を高める取組を推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | | | ○ |
| 210 | 空港施設の整備等(再掲) | 空港維持補修事業 滑走路安全区域整備事業 舗装更新事業 | 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守る。 | | | | | ○ |
| 211 | 空港施設の整備等(再掲) | 福島空港防災機能に関する検討会の開催 | 福島空港の防災・減災機能の強化を図るため、関係者会議により検討を行う。 | | | | | ○ |
| 212 | 港湾施設の整備等(再掲) | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | | | | | ○ |
| 213 | 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策(再掲) | 道路橋ぐらひ改良事業（県単） | 山間部の道路は、地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所があるため、「バイパス整備や道路拡幅等による土砂災害防止対策を推進する。 緊急車両等への災害用燃料の備蓄を継続するとともに、災害発生時には、福島県石油業協同組合との災害時応援協定に基づき、県が指定する車両・施設へ燃料を供給する。供給可能な燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等。 | | | | | ○ |
| 214 | 緊急車両等に供給する燃料の確保 | 防災対策支援事業（災害時燃料備蓄事業） | 山間部の道路は、地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所があるため、「バイパス整備や道路拡幅等による土砂災害防止対策を推進する。 緊急車両等への災害用燃料の備蓄を継続するとともに、災害発生時には、福島県石油業協同組合との災害時応援協定に基づき、県が指定する車両・施設へ燃料を供給する。供給可能な燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等。 | | | | | ○ |
| 215 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 防災対策支援事業（避難行動要支援者個別計画作成支援事業） | 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、市町村を対象とした研修会等を開催するとともに、地域ごとに行政や事業所等の関係者が意見交換を行う懇談会の開催や、各市町村の進捗状況や課題に応じた個別伴走支援を実施する。 | | | | | ○ |
| 216 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 | 医療的ケア児の災害時対策や市町村における個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。 | | | | | ○ |
| 217 | 自主防災組織等の強化(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自防活動促進事業） | 「そなえるふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験し」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 218 | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生 | | | | | | |
| 219 | 避難所環境の充実 | 市町村の避難所運営の支援 | 避難所において各種感染症のまん延を防止するため、防疫体制の整備等を実施する。また、市町村の保健福祉担当を対象とした感染症対策に関する研修等を通じ、避難所における感染症対策に関する課題の普及を図る。 | | | | | ○ |
| 220 | 避難所環境の充実(再掲) | 避難所環境整備事業（避難生活応援体制整備事業） | 被災時にトイレ環境の改善を図るため、県単でのトイレラーを迅速に被災地へ派遣するための体制の整備や要配慮トイレの備蓄を行う。また、避難所等における電源確保のため、協定先事業者に対する可搬電源の導入補助や、蓄電池整備を行う。 | | | | | ○ |
| 221 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 防災対策支援事業（避難行動要支援者個別計画作成支援事業） | 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、市町村を対象とした研修会等を開催するとともに、地域ごとに行政や事業所等の関係者が意見交換を行う懇談会の開催や、各市町村の進捗状況や課題に応じた個別伴走支援を実施する。 | | | | | ○ |
| 222 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 | 医療的ケア児の災害時対策や市町村における個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。 | | | | | ○ |
| 223 | 自主防災組織等の強化(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自防活動促進事業） | 「そなえるふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験し」「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 224 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市5町4回）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 | | | | | ○ |
| 225 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 火山防災対策事業 | 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。 （参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 226 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | Lアラート全国合同訓練の実施 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報等の伝達訓練を実施する。 | | | | | ○ |
| 227 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、救急の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。 関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 228 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化(再掲) | 防災行動計画促進事業 | 顕微視・顕微視している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 229 | DPATによる精神保健活動支援体制の充実(再掲) | 災害時精神医療体制整備事業 | DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を図る。 | | | | | ○ |
| 230 | 災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備(再掲) | 災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備 | 災害時の保健医療福祉活動にかかわる体制の整備・強化に向け、保健医療福祉分野における災害対応マニュアルを適時改訂するとともに、研修・訓練等による職員の能力強化を図る。 DHEATの設置マニュアルを令和元年東日本台風の検証結果を踏まえた改定を行い、マニュアルに沿った研修や訓練を行うことで、チームの構成員の能力向上を図る。 災害時健康危機管理調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。 DHEAT養成研修への専門職派遣を継続し、県内のDHEAT構成員の増加及び強化を図り、他県災害時の派遣要請に速やかに応じることができるような体制を整備する。 | | | | | ○ |
| 231 | DHEATの構成員養成及び運営体制の強化(再掲) | 災害時健康危機管理調整会議等 | 災害時健康危機管理調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。 DHEAT養成研修への専門職派遣を継続し、県内のDHEAT構成員の増加及び強化を図り、他県災害時の派遣要請に速やかに応じることができるような体制を整備する。 | | | | | ○ |
| 232 | 災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持(再掲) | 保健福祉事務所施設・設備整備事業 | 災害時の地域の健康危機管理の拠点となる保健所の機能を維持するために、老朽化している施設の計画的な修繕に加え、自家発電設備の整備を進める。 | | | | | ○ |
| 233 | 災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持(再掲) | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業 | 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、補助金を交付する。 | | | | | ○ |
| 234 | 福祉避難所の充実・確保(再掲) | 福祉避難所の充実・確保 | 市町村への指定状況調査の実施（毎年年度末） 指定促進に向けた取組（周知） | | | | | ○ |
| 235 | 教育施設の耐震化(再掲) | 私立学校耐震化促進事業 | 私立学校の耐震化への補助 | | | | | ○ |
| 236 | 都市公園施設の減災対策等(再掲) | 交付金事業（公園） | 都市公園施設における老朽化施設の計画的な更新や減災化等を実施するとともに、安全で安心して利用できる公園環境を確保する。 | | | | | ○ |

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 別表 | 関連する事業主体 | | |
|-----|------------------------------------|--|--|--|----|----------|-----|-------|
| | | | | | | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 237 | 都市公園施設の防災対策等（再掲） | 公園維持補修事業 | 都市公園施設における老朽化施設の計画的な更新や減災化等を実施するとともに、安全で安心して利用できる公園環境を確保する。 | | | | | |
| 238 | 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進 | 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進 | 大地震や大規模水害の発生を想定し、下水道施設が被災した場合でも、速やかに機能を維持・回復するため「下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。 | | | | | |
| 239 | 下水道施設の維持管理 | 流域下水道事業（交付金） | 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれないうち、下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策や下水道施設の耐水化、耐震化を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。 | 防災・安全交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 240 | 県営住宅の防災・減災対策等（再掲） | 公営住宅等ストック総合改善事業 | 県営住宅の地震等の災害発生時に入居者の安全を確保するとともに、「福島県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。 | 防災・安全交付金 | ○ | ○ | | |
| 241 | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | | | | | | |
| 242 | 物資供給体制の充実・強化 | 災害時応援協定に基づく取組 | 物資等の調達や緊急輸送に関する災害時協定を締結するとともに、県総合防災訓練等において連絡体制の確認等を行う。 | | | | | ○ |
| 243 | 物資供給体制の充実・強化（再掲） | 孤立集落対策強化事業 | 物資供給等について定めた孤立地域支援計画を基に、孤立する可能性のある集落について、関係機関の連携した支援体制を強化する。 | | | | | ○ |
| 244 | 非常用物資の備蓄 | 備蓄物資整備事業 | 県内の想定避難者数10,000人に対する3食3日分の食料や生活必需品等の備蓄物資を民間倉庫を活用して集約保管する。 | | | | | ○ |
| 245 | 応急給水体制の整備 | 応急給水体制の整備 | 大規模自然災害発生時にも必要な給水を確保し、災害時応援協定の事業者との協定に基づき、継続的な給水対策を実施する。総合防災訓練において、応急給水訓練を実施し、市町村や水道事業者、自衛隊との連携を強化する。 | | | | | ○ |
| 246 | 自動・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「そなふるふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」体験し、「考える」機会をつくる。 | | ○ | ○ | | ○ |
| 247 | 自動・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 自主防災組織の設立や活動促進を目的として、市町村職員や自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催するとともに、研修・訓練に係る経費や資機材整備に係る費用の一部について助成する。また、地区防災力や地区防災計画の策定を支援する。 | | | | | ○ |
| 248 | 自動・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | | ○ |
| 249 | 自動・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 災害時応援協定を締結しているスーパー・ホームセンターでの店頭防災プロモーションや小学生を対象に防災を体験しながら学ぶ防災キャンプを実施する。 | | | | | ○ |
| 250 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市5町5村）。（参加機関）県、県内各市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定組織団体 喜望山、安達大良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 251 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 火山防災対策事業 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 252 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | Lアラート全国合同訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 253 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | ○ |
| 254 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 防災行動計画促進事業 | 緊急車両等への災害用燃料の備蓄を継続するとともに、災害発生時には、福島県石油業協同組合との災害時応援協定に基づき、県が指定する車両・施設へ燃料を供給する。供給可能な燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等。 | | | | | ○ |
| 255 | 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲） | 防災対策支援事業（災害時燃料備蓄事業） | 大規模災害時等における各都道府県間の相互応援に関する協定を締結し、実効性のある体制を整える。 ・大規模災害時等の北海道・東北・東海相互応援に関する協定（東北6県に北海道と新潟県） ・全道都府県間における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会） ・原子力災害時の相互応援に関する協定 ・航空防災相互応援協定 等 | | | | | ○ |
| 256 | 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲） | 都道府県間の相互応援協定の締結 | 県総合防災訓練等における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携を強化し、停電対策の推進に取り組み。 | | | | | ○ |
| 257 | 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進 | 電力事業者等との連携強化 | 協定に基づき、避難施設として道の駅の活用や物資の供給等、道の駅を防災利用する体制を整える。 | | | | | ○ |
| 258 | 「道の駅」防災拠点化の推進 | 道の駅防災総合利用に関する基本協定書の締結 | 協定に基づき、避難施設として道の駅の活用や物資の供給等、道の駅を防災利用する体制を整える。 | | | | | ○ |
| 259 | 停電時における電気自動車等の活用 | 水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入推進事業） | 燃料電池自動車県内に導入する県民等を対象に支援する。 | 中間貯蔵施設等影響対策及び災害復興基金繰入金 水道施設整備費補助 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 260 | 下水道施設の防災・減災対策 | 下水道施設整備国庫補助指導監督事業 | 市町村が行う下水道施設の耐震化等の取組を支援する。 | | | | | ○ |
| 261 | 港湾施設の整備等（再掲） | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | | |
| 262 | 緊急輸送道路の防災・減災対策 | 災害防除事業（県単） | 災害に強い道路ネットワークを構築するため、斜面対策工・落石対策工等を進め、緊急輸送道路等の防災機能の強化を推進する。 | | | | | |
| 263 | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業継続計画の策定・推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | | | ○ |
| 264 | 漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業計画の策定・推進 | 関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。 | | | | | ○ |
| 265 | 迂回路となり得る農道・林道の整備 | 復興基盤総合整備事業 | 東日本大震災による津波被災、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため農道・農業用施設（農道を含む）の整備を総合的にかつ迅速に実施する。 | 環境環境整備交付金基金 | | | | ○ |
| 266 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 森林居住環境整備事業 | 森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する付随的な林道の開設（新設・改築）または改良・舗装を行う。 | 農山漁村地域整備交付金 森林整備事業 | | | | ○ |
| 267 | 2-5 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 | | | | | | |
| 268 | 孤立集落発生を回避する道路整備 | 交付金事業（道路） 道路網より改良事業（県単） | 地所条件等から迂回路がない中山間地の集落において、事故や小規模の災害でも通行止めにより孤立する可能性があるため、バリエーション豊富な道路拡幅等による孤立回避対策を推進する。 | 防災・安全交付金 社会資本整備総合交付金 | | | | ○ |
| 269 | 砂防関係施設の維持管理等（再掲） | 砂防メンテナンス事業 砂防施設維持管理事業 | 既存の砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・崩落防止施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。 | 特定土砂災害対策推進事業費補助 | | | | ○ |
| 270 | 雪崩対策の推進（再掲） | 雪崩対策事業 | 雪崩危険箇所における雪崩防止対策を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動に取り組み、雪崩対策の推進を図る。 | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 271 | 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） | 災害防除事業（県単） | 災害に強い道路ネットワークを構築するため、斜面対策工・落石対策工等を進め、緊急輸送道路等の防災機能の強化を推進する。 | | | | | |
| 272 | 消防防災ヘリによる救助活動等の推進（再掲） | 消防防災ヘリコプター運航事業 | 救命・救助活動や災害対応にあたる消防防災ヘリコプターの円滑な運航を確保するため、機体や資機材の整備等を行う。 | | | | | |
| 273 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 復興基盤総合整備事業 | 東日本大震災による津波被災、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため農道・農業用施設（農道を含む）の整備を総合的にかつ迅速に実施する。 | 環境環境整備交付金基金 | | | | ○ |
| 274 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 森林居住環境整備事業 | 森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する付随的な林道の開設（新設・改築）または改良・舗装を行う。 | 農山漁村地域整備交付金 森林整備事業 | | | | ○ |
| 275 | 2-6 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 | | | | | | |
| 276 | 感染症予防措置の推進（再掲） | 災害時の感染症予防措置の推進 | 災害時において各種感染症が蔓延する事態を防ぐため、感染症対策に関する各種研修へ職員を派遣し、最新の感染症への対応能力を備え、感染症予防対策の強化として支援できる人材を育成するとともに、平時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。 | 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 医療施設運営費等補助金 | | | | |
| 277 | 避難所環境の充実（再掲） | 市町村の避難所運営の支援 | 避難所において各種感染症のまん延を防止するため、防疫体制の整備等を実施する。また、市町村の保健福祉担当対象とした感染症対策に関する研修等を通じ、避難所における感染症対策に関する知識の普及を図る。 | | | | | |
| 278 | 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進 | 大地震や大規模水害の発生を想定し、下水道施設が被災した場合でも、速やかに機能を維持・回復するため「下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。 | | | | | |
| 279 | 下水道施設の維持管理（再掲） | 流域下水道事業（交付金） | 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれないうち、下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策や下水道施設の耐水化、耐震化を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。 | 防災・安全交付金 | | | | ○ |
| 280 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 | 浄化槽設置整備事業 | 市町村が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助を行う場合、支援を行う。 | | | | | ○ |
| 281 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲） | 公共浄化槽等整備推進支援事業 | 市町村が行う単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業に対して支援を行う。 | | | | | ○ |
| 282 | 目標3 | 必要不可欠な行政機能を確保する | | | | | | |
| 283 | 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱 | | | | | | |
| 284 | 交通安全施設の維持管理（再掲） | 交通安全施設の維持管理事業 | 大規模災害等が発生した場合でも、交通安全施設等の破壊等を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適切な維持管理を推進する。 | 都道府県警察施設整備費補助金 （交通安全施設等整備費補助金） | | | | ○ |
| 285 | 警察施設の耐災害性等（再掲） | 警察施設の耐災害性の推進 | 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建設や非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。 | | | | | |
| 286 | 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲） | 災害対応人員の確保 | 災害発生時における必要不可欠な備蓄物資の購入、更新、維持管理 | | | | | ○ |
| 287 | 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲） | 災害用装備資機材整備 | 災害発生時の体制整備及び業務継続計画による対応人員の確保。 災害対応に必要な経費の確保、更新、維持管理 | | | | | ○ |
| 288 | 警察ネットワーク環境の充実（再掲） | 警察ネットワーク環境の充実 | 警察本部庁舎、警察署等の警察施設間のネットワーク環境の整備・充実を図る。 | | | | | |
| 289 | 警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保 | 災害対応業務のための電源・通信回線の確保 | 訓練等の機会を捉え、災害応援協定締結先事業者への協力要請や対応確認による連携強化を図り、電源・通信回線を確保する。 | | | | | |
| 290 | 警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲） | 連携体制の充実・強化 | 訓練等の機会を捉え、災害応援協定締結先事業者への協力要請や対応確認による連携強化を図り、電源・通信回線を確保する。 | | | | | |
| 291 | 自動起動式信号機電源付加装置の整備 | 信号機電源付加装置の整備事業 | 停電時に伴う信号機の滅灯による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するため、幹線道路等の主要な交差点において、停電時でも信号機に電気を供給する信号機電源付加装置等の整備及び維持管理を推進する。 | 都道府県警察施設整備費補助金 （交通安全施設等整備費補助金） | | | | ○ |
| 292 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催地は13市5町5村）。（参加機関）県、県内各市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定組織団体 喜望山、安達大良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。（参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | | | ○ |
| 293 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 火山防災対策事業 | 県内に台風が接近し、大雨警報等が発表されたという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。（参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 294 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | Lアラート全国合同訓練の実施 | 警察独自の訓練、教養の実施による職員災害対応能力の向上を図る。関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 295 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 激甚化・頻発化している災害に備えるため、災害の種類ごとに各機関の防災行動時系列で整理した防災タイムラインを策定し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速で適切な災害対応につなげる。 | | | | | |
| 296 | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | |
| 297 | 市町村への人的支援 | 被災市町村に対する人的支援事業 | 関係機関との連携を密にし、国、県及び他地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制の整備を進めるとともに、被災時には応急対策職員派遣制度及び中長期職員派遣スキームに基づき、関係団体に対して被災市町村への職員応援派遣を要請する。 | | | | | |
| 298 | 多様な通信手段の確保 | 総合情報通信ネットワーク整備事業 | 災害時における被害状況や避難情報、関係機関が実施する緊急対応の活動情報等を迅速に集約・共有することのできるネットワークシステムの整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 299 | 多様な通信手段の確保（再掲） | 福島県総合防災訓練システム運用保守事業 | 被害状況や避難情報等に関する災害関連情報の伝達・収集を行う県総合防災情報システムの整備を行うとともに、入力作業に係る職員に対する訓練等を実施する。 | | | | | ○ |
| 300 | 多様な通信手段の確保（再掲） | 防災対策支援事業（災害時情報伝達強化事業） | 災害時に市町村へ派遣する県Eメール用衛星携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン等を配備するとともに、Eメール指定職員に対する研修等を実施する。 | | | | | ○ |
| 301 | 業務継続に必要な体制の整備 | 業務継続計画推進事業 | 大規模災害等や非常時においても県が優先的に運行すべき業務の継続を図るために策定した業務継続計画について、実効性を確認・検証し、必要な見直しを行う。 | | | | | ○ |
| 302 | 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲） | 防災対策支援事業（災害時燃料備蓄事業） | 大規模災害時等における各都道府県間の相互応援に関する協定を締結し、実効性のある体制を整える。 ・大規模災害時等の北海道・東北・東海相互応援に関する協定（東北6県に北海道と新潟県） ・全道都府県間における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会） ・原子力災害時の相互応援に関する協定 ・航空防災相互応援協定 等 | | | | | ○ |
| 303 | 電力事業者等との連携強化による停電対策の推進（再掲） | 電力事業者等との連携強化 | 協定に基づき、避難施設として道の駅の活用や物資の供給等、道の駅を防災利用する体制を整える。 | | | | | ○ |
| 304 | 「道の駅」防災拠点化の推進（再掲） | 道の駅防災総合利用に関する基本協定書の締結 | 協定に基づき、避難施設として道の駅の活用や物資の供給等、道の駅を防災利用する体制を整える。 | | | | | ○ |
| 305 | 受援体制の整備 | 受援計画の整備 | 災害直後における人的・物的支援の受け入れや被災地への職員応援派遣の措置等を定めた県の災害時受援計画の見直しを行う。 | | | | | |
| 306 | 受援体制の整備（再掲） | 市町村受援計画策定支援 | 受援計画未策定市町村を対象として個別相談等を実施し、市町村の受援計画の策定を支援する。 | | | | | ○ |
| 307 | 防災拠点施設の機能確保 | 県庁舎等維持管理経常経費 | 各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組み。 | | | | | |
| 308 | 防災拠点施設の機能確保（再掲） | 危機管理センター保守管理事業 | 危機管理センターに設置している映像・音響設備の保守管理を行う。 | | | | | |
| 309 | 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化 | 福島県ICT部門の業務継続計画 | 「福島県ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に基づき、大規模災害時における重要業務の継続を適切に行う。 | | | | | ○ |
| 310 | 情報通信基盤運営事業（県情報通信ネットワークシステム運用管理事業） | 県の基幹ネットワークである情報通信ネットワークシステムについて、民間データセンターへのアウトソーシング委託し、大規模災害時でも稼働できる体制を維持する。 | | | | | | ○ |
| 311 | 4-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞 | | | | | | |
| 312 | 目標4 | 経済活動を機能不全に陥らせない | | | | | | |
| 313 | 高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備 | 補助事業（道路） | 地域高規格道路等の幹線道路を早期に整備し、道路ネットワークの機能強化対策を推進する。 | 地域連携道路事業費補助 | | | | ○ |
| 314 | 空港施設の整備等（再掲） | 空港維持補修事業 滑走路補完安全区域整備事業 舗装更新事業 | 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守る。 | 空港整備事業費補助金 | | | | ○ |
| 315 | 空港施設の整備等（再掲） | 福島空港防災機能に関する検討会の開催 | 福島空港の防災・減災機能の強化を図るため、関係者会議により検討を行う。 | | | | | ○ |
| 316 | 港湾施設の整備等（再掲） | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | | |
| 317 | 漁港施設の整備等（再掲） | 漁港施設機能強化事業 水産物供給基盤機能保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助） 水産資源環境整備事業費補助 漁村総合整備事業費補助 | | | | ○ |
| 318 | 橋梁施設の耐震対策等（再掲） | 道路長寿命化対策事業（公共） | 大規模地震時の落橋防止・早期復旧を目的とした橋梁等の耐震対策や橋梁やトンネル等の長寿命化対策を推進する。 | | | | | |
| 319 | 橋梁施設の耐震対策等（再掲） | 道路維持補修事業 | 大規模地震時の落橋防止・早期復旧を目的とした橋梁等の耐震対策や橋梁やトンネル等の長寿命化対策を推進する。 | | | | | |
| 320 | 無電柱化の推進（再掲） | 補助事業（道路）、補助事業（街路）、街路事業 | 電線地中化等による無電柱化を推進する。 | 無電柱化推進事業費補助 | | | | ○ |
| 321 | 都市部の中水による漏水対策への支援（再掲） | 公共下水道事業（交付金） | 市町村が実施する雨水貯留施設や雨水ポンプ場の整備などハード対策のほか、中水リザーブアップ作成などのソフト対策に対して、予算・確保や技術的助言を通じ、支援を行う。 | | | | | ○ |
| 322 | 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） | 災害防除事業（県単） | 災害に強い道路ネットワークを構築するため、斜面対策工・落石対策工等を進め、緊急輸送道路等の防災機能の強化を推進する。 | | | | | |
| 323 | 新技術を活用した道路の維持管理の高度化 | 新技術を活用した道路の維持管理の高度化 | 道路施設の監視においては、AIによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応が可能となる。安全・安心な交通環境を確保する。 | | | | | |
| 324 | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業継続計画の実効性を高める取組を推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | | | ○ |

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 別表 | 関連する事業主体 | | |
|-----|--|---|--|---|----|----------|-----|-------|
| | | | | | | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 325 | 漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業計画の策定を推進 | 関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 326 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 復興基盤総合整備事業 | 東日本大震災による津波被災、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため農地・農業用施設（農道を含む）の整備を総合的にかつ迅速に実施する。 | 帰還環境整備交付金基金 | | ○ | ○ | ○ |
| 327 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 森林居住環境整備事業 | 森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する格別な林道の開設（新設・改築）または改良・舗装を行う。 | 農山村地域整備交付金 森林整備事業 | | | | ○ |
| 328 | 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進 | 事業継続計画（BCP）策定支援プロジェクト | 県と協定団体で連携し、県内に事業所を有する事業者に対して、無料の相談対応や簡易なツールを用いた事業継続計画（BCP）策定支援に取り組む。 | | | | | ○ |
| 329 | 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進（再掲） | 事業継続計画（BCP）策定支援セミナーの開催 | 事業継続計画（BCP）策定の必要性を分かりやすく説明するセミナーを開催し、普及啓発に取り組む。 | | | | | ○ |
| 330 | 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進（再掲） | 事業継続計画（BCP）策定支援事業 | 事業継続計画（BCP）策定にかかる費用の一部を補助する。 | 福島県事業継続計画（BCP）策定支援事業費補助金 | | | | ○ |
| 331 | 4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響 | | | | | | | |
| 332 | 食料生産基盤の整備 | 経営体育成基盤整備事業 | 担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の区画整理、農業用排水施設の整備等を行うもの。 | 農業競争力強化農地整備事業 農山村地域交付金 耕作条件改善事業交付金 | | ○ | ○ | ○ |
| 333 | 食料生産基盤の整備（再掲） | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の区画整理、農業用排水施設の整備等を行うもの。 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 334 | 農業集落排水施設の整備等 | 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農村地域におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理施設の新規整備や改修、補修や補強を行う。 | 農山村地域整備交付金 農村整備事業補助金 | | ○ | ○ | ○ |
| 335 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 水利施設等保全高度化事業（機能保全計画） | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 336 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 農業用河川工物物点検対策事業 | 農業用河川工物（節筒工、水門、構管、護岸工、橋床工等）が構造上不適当又は不十分のため治水機能が劣り改善の必要があるものについて整備・補強を行い洪水等による被害を未然に防止する。 | 農村地域防災減災事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 337 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 国営造成施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農地耕作条件改善事業交付金 | | ○ | ○ | ○ |
| 338 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 339 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農山村地域整備交付金 | | ○ | ○ | ○ |
| 340 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | かんがい排水事業（一般型） | 農業生産の基礎となる水利の合理化を推進し、農業生産の向上を図るため、ダム、節筒工、揚水機場、幹線排水路等の農業水利施設の整備を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 341 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 農業水利施設長寿命化対策事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 342 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 県営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 343 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農山村地域整備交付金 水利施設等保全高度化事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 344 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 土地改良施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 345 | 農業水利施設の適正な安全管理（再掲） | 特定農業用水路等特別対策事業 | 石綿等が使用されている農業用水路について、石綿に起因する影響を未然に防止し、安全・安心な農業用水を安定的に確保するため、管路の撤去及び更新を行う。 | 農村地域防災減災事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 346 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 復興基盤総合整備事業 | 東日本大震災による津波被災、地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため農地・農業用施設（農道を含む）の整備を総合的にかつ迅速に実施する。 | 帰還環境整備交付金基金 | | ○ | ○ | ○ |
| 347 | 迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲） | 森林居住環境整備事業 | 森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する格別な林道の開設（新設・改築）または改良・舗装を行う。 | 農山村地域整備交付金 森林整備事業 | | | | ○ |
| 348 | 家畜伝染病対策の充実・強化 | 家畜防疫事業（特定家畜伝染病防疫体制整備事業） | 高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生及びまん延防止を目的とした発生予防のための検査を行う。また、これらの伝染病発生に備えて必要な資材の計画的な備蓄や演習等を実施する。 | 家畜伝染病予防費負担金 | | | | ○ |
| 349 | 空港施設の整備等（再掲） | 空港維持補修事業 滑走路端安全区域整備事業 舗装更新事業 | 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守る。 | 空港整備事業費補助金 | | ○ | | |
| 350 | 空港施設の整備等（再掲） | 福島空港防災機能に関する検討会の開催 | 福島空港の防災・減災機能の強化を図るため、関係者会議により検討を行う。 | | | | | ○ |
| 351 | 港湾施設の整備等（再掲） | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | | ○ |
| 352 | 漁港施設の整備等（再掲） | 漁港施設機能強化事業 水産物供給基盤機能保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助金） 水産資源環境整備事業費補助金・漁村総合整備事業費補助金 | | ○ | | |
| 353 | 緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） | 防災除雪事業（県単） | 災害に強い道路ネットワークを構築するため、斜雪対策や、落石対策工等を進め、緊急輸送道路の防災機能の強化を推進する。 | | | | | ○ |
| 354 | 新技術を活用した道路の維持管理の高度化（再掲） | 新技術を活用した道路の維持管理の高度化 | 道路施設の監視においては、A Iによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能にし、安全・安心な交通を確保する。 | | | | | ○ |
| 355 | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業継続計画の実効性を高める取組を推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 356 | 漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進（再掲） | 事業計画の策定を推進 | 関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 357 | 高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲） | 補助事業（道路） | 地域高規格道路等の幹線道路を早期に整備し、道路ネットワークの機能強化に貢献を推進する。 | 地域連携道路事業費補助金 | | ○ | | |
| 358 | 4-3 異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | | | | | | | |
| 359 | 渇水時における情報共有体制の確保 | 渇水時における情報共有体制の確保 | 日頃から気象やダム貯水に関する情報収集を行い、渇水の懸念が生じた際には、節水の広報や給水制限など適切な渇水対策を実施する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 360 | 農業用水の渇水対策 | 農業用水の渇水対策 | 主要農業用ダムの貯水率について、H Pに公表する。 渇水時には、関係機関（農、林、水、市町村、土地改良区）と情報共有を図る。 渇水時には、関係機関（農、林、水、市町村、土地改良区）と情報共有を図る。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 361 | ダム管理設備の機能確保（再掲） | 防災ダム事業 | ダム管理設備の老朽化や、貯水池内に土砂堆積によりダム管理に不具合が発生しているため、十全な洪水調節機能の発揮を図るため、本事業によりダム管理設備の改修や排砂工を行い、河川の洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止する。 | 農村地域防災減災事業 | | | | ○ |
| 362 | ダム管理設備の機能確保（再掲） | ダムメンテナンス事業等 | 既設ダムの機能を見直し、下流河川の冠水被害の軽減を図る。 | 堤防改良費補助 | | ○ | ○ | ○ |
| 363 | ダムによる洪水調節機能の強化（再掲） | 治水協定の基づく貯水委運用等を実施 | 治水協定に基づき、「貯水運用」や台風等の大雨が想定される場合に、ダムの水位を下げる「事前放流」の取り組みを実施し、下流域の渇水被害の軽減を図る。 | | | | | ○ |
| 364 | 全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握 | 被災状況等の早期把握 | 被災直後の天候次第や人手が現場に近づけない箇所においても、被災状況を早期に把握するため、全天候型ドローンを配備する。 | | | | | ○ |
| 365 | 工業用水の渇水対策 | 工業用水の渇水対策 | 各種事業に基づき必要な措置を適切に講じていくとともに、関係機関や工業用水受入企業と密接に連携した対応を可能とする体制の強化を図る。 | | | | | ○ |
| 366 | 工業用水施設等の整備等 | ・蓄積化する自然災害対策 ・更新・耐震化の推進 | ・災害時においても取水機能を維持するため、老朽化が進んだ取水施設の改修を実施する。 ・持続的な安定給水を維持するため、浄水施設の耐震化の基本設計を進める。 | 工業用水道事業費補助金 | | | | ○ |
| 367 | 工業用水道の応急復旧体制の整備 | 応急復旧体制の整備 | 応急復旧体制の検証・見直し、災害時相互応援協定に基づく連絡協議の実施、応急復旧資材の備蓄管理等、工業用水道の応急復旧体制の整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 368 | 目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | | | | | | | |
| 369 | 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | | | | | | | |
| 370 | 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化（再掲） | 福島県ICT部門の業務継続計画 | 「福島県ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に基づき、大規模災害時における重要業務の継続を図る。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 371 | 情報通信設備の耐災害性の強化（再掲） | 情報通信基盤運営事業（情報通信ネットワークシステム運用管理事業） | 県の基幹ネットワークである情報通信ネットワークシステムについて、民間データセンターへバランシング委託し、大規模災害時でも稼働できる体制を維持する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 372 | 防災拠点施設の機能確保（再掲） | 県庁舎等維持管理経常経費 | 各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。 | | | | | ○ |
| 373 | 防災拠点施設の機能確保（再掲） | 危機管理センター保守管理事業 | 危機管理センターに設置している映像・音響設備の保守管理を行う。 | | | | | ○ |
| 374 | 防災拠点施設の機能確保（再掲） | 全国瞬時警報システム保守管理事業 | 国からの緊急情報を即時に変換するため、導入・整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、必要な保守管理を行う。 | | | | | ○ |
| 375 | 多様な通信手段の確保（再掲） | 総合情報通信ネットワーク整備事業 | 災害時における被害状況や避難情報、関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速に集約・共有することのできるネットワークシステムの整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 376 | 多様な通信手段の確保（再掲） | 福島県総合情報システム運用保守事業 | 被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行う県総合情報システムの整備を行うとともに、入力作業に係る職員に対する訓練等を実施する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 377 | 多様な通信手段の確保（再掲） | 防災対策支援事業（災害時情報伝達強化事業） | 災害時、市町村へ派遣する県内エオンに衛星携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン等を配備するとともに、Jアラート指定職員に対する研修等を実施する。 | | | | | ○ |
| 378 | 住民等への情報伝達体制の強化 | Jアラート全国合同訓練の実施 | 大雨警報等が発表されたらという想定の下、各市町村において避難指示等の発令や避難所開設に関する情報をJアラートで配信するための訓練を実施する。 | | | ○ | ○ | ○ |
| 379 | 放送事業者との連携強化 | 通信・報道に関する協定の締結 | 災害時における放送要請に関する協定を締結している各放送事業者との連携強化に取り組む。 災害対策基本法第57条の規定による放送要請 災害救急放送の要請 災害時の情報提供 災害時における被害状況や避難情報、関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速に集約・共有することのできるネットワークシステムの整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 380 | 発災時の情報収集及び共有 | 総合情報通信ネットワーク整備事業 | 災害時における被害状況や避難情報、関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速に集約・共有することのできるネットワークシステムの整備を推進する。 | | | ○ | | |
| 381 | 自助・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「ゼネラスふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」、「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 382 | 自助・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（地域防災活動促進事業） | 自主防災組織の設立や活動促進を目的として、市町村職員や自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催するとともに、研修・訓練に係る経費や資機材整備に係る費用の一部について助成する。また、地区防災マップや地区防災計画の策定を支援する。 | | | | | ○ |
| 383 | 自助・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | | ○ |
| 384 | 自助・共助の取組促進（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 災害時応援協定を締結しているスーパーやホームセンターでの店頭防災プロモーションや小中学生を対象に防災を体験しながら学ぶ防災キャンプを実施する。 | | | | | ○ |
| 385 | 自主防災組織等の強化（再掲） | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「ゼネラスふしノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」、「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 386 | マイ避難の促進（再掲） | 災害からのちを守る事業（もちを守る啓発事業） | 「マイ避難」の理解促進と実践の促進をはかため、地域防災サポートと連携し、講習会等を開催する。 | | | | | ○ |
| 387 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 福島県総合防災訓練の実施 | 地震や津波、風水害などの自然災害を想定した総合防災訓練を実施する（毎年1回・開催日は13月5日回）。（参加機関）県、県内市町村、各消防本部、陸上自衛隊、地元住民、消防団、災害時応援協定締結団体 吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山を対象として、火山災害の発生を想定した火山防災協議会の構成機関による火山防災合同訓練を、年に2回、夏季と冬季に実施する。 （参加機関）県、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、地方整備局 | | | ○ | ○ | ○ |
| 388 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 火山防災対策事業 | 火山防災対策事業 | | | | | ○ |
| 389 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | Jアラート全国合同訓練の実施 | 県内、台風や大雨、大雨警報等が発表されたらという想定で、各市町村で高齢者等避難、避難指示の発令や、避難所開設情報などの伝達訓練を実施する。 （参加機関）県、市町村、県内放送事業者 | | | | | ○ |
| 390 | 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲） | 災害対応能力向上のための訓練の実施 | 警察独自の訓練、教育の実施による職員の災害対応能力の向上を図る。 関係機関との訓練等を通じた連携強化を図る。 | | | | | ○ |
| 391 | 適切な避難行動の呼びかけ（再掲） | 適切な避難行動の呼びかけ | 気象台と連携したワークショップの開催など、市町村における避難指示の発令基準策定や空振りや恐れぬ避難情報の早期発令の判断に係る支援を行う。 県防災アプリや防災X等を用いた切迫感の伝わる情報発信を行う。 | | | | | ○ |
| 392 | 避難行動要支援者対策の推進（再掲） | 防災対策支援事業（避難行動要支援者個別計画作成支援事業） | 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、市町村を対象とした研修会等を開催するとともに、地域ごとに行政や事業所等の関係者が意見交換を行う懇談会の開催や、各市町村の進捗状況や課題に応じた個別伴走支援を実施する。 | | | | | ○ |
| 393 | 避難行動要支援者対策の推進（再掲） | 医療的ケア児災害時連絡相談支援事業 | 医療的ケア児の災害時対策や市町村における個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。 | 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 | | | | ○ |
| 394 | 警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲） | 災害対応業務のための電源・通信回線の確保 | 訓練等の機会を捉え、災害応援協定締結先事業者への協力要請や対応確認による連携強化を図り、電源・通信回線を確保する。 | | | | | ○ |
| 395 | 警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲） | 連携体制の充実・強化 | 訓練等の機会を捉え、災害応援協定締結先事業者への協力要請や対応確認による連携強化を図り、電源・通信回線を確保する。 | | | | | ○ |
| 396 | 雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達 | 福島県河川流域総合情報システムによる雨量や河川水位等の情報発信 福島県土砂災害情報システムによる情報発信 | 雨量や河川水位等の情報発信について、災害対応の強化のため、福島県河川流域総合情報システムの機能向上を図る。 土砂災害危険度判定情報等について、福島県土砂災害情報システム（土砂アラート）による情報発信により、わかりやすい情報提供を実施するとともに、土砂災害警戒情報の積極向上を図る。 | | | | | ○ |
| 397 | 道路情報提供装置等の整備 | 道路維持補修事業 | 道路利用者がリアルタイムの道路状況を確認できるように、情報提供装置等の整備を推進する。 | | | | | ○ |
| 398 | 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進 | 防災教育の推進 | 学習指導要領に基づき、防災教育を推進する。 | | | | | ○ |
| 399 | 学校災害対応マニュアルの作成支援 | 学校安全教室推進事業 | 学校安全担当が対象に研修を行い、本県における防災の推進・充実を図る。 | 学校安全教室推進事業委員会 | | | | ○ |
| 400 | 医療機関における情報通信手段の確保（再掲） | 医療施設非常用通信設備整備事業 | 災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を共有できる広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用した円滑な対応が実現できるように、県内の医療機関に対するE M I Sの操作説明や訓練等に取り組んでいく。 | 医療提供体制推進事業費補助金 | | ○ | | |
| 401 | 障がい者、国内外からの旅行者への情報提供 | 遠隔手話サービスの推進 | 手話通訳や字幕の付与、テキストデータや音声での提供など、障がい者に配慮した情報提供の取組を進める。 | 障害者総合支援事業費補助金 | | | | ○ |
| 402 | 障がい者、国内外からの旅行者への情報提供（再掲） | 福島インバウンド復興対策事業 | 過年度作成した外国人向けの多言語災害時対応リーフレットを県HPへ掲載し、安全・安心の情報発信を実施。 外国人住民は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、やさしい日本語を簡易な多言語による通訳員を配置するとともに、三者通話可能な電話（トリフォン）や外部通訳サービスの活用を通じた取組を継続的に実施する。 また、災害が発生した場合においてもやさしい日本語や外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。 外国人住民は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、外国人にも意味が伝わりやすいやさしい日本語の普及と実施に取り組む。 また、外国人コミュニティ内で中心役割を担う人材の育成を目的とした研修会の開催や外国人住民向けの防災講座等の社会参加促進の取組を通じて、地域と外国人住民及び共に地域を支える一員として、安心して暮らす環境づくりを進める。 | 観光庁補助金 | | | ○ | ○ |
| 403 | 外国人住民に対する多言語による情報提供 | 外国人住民相談体制整備事業 | 外国人住民に対する多言語による情報提供 | 外国人受入環境整備交付金 | | ○ | | ○ |
| 404 | 外国人住民に対する多言語による情報提供（再掲） | 多文化共生推進事業 | 外国人住民に対する多言語による情報提供 | | | ○ | | ○ |
| 405 | 5-2 電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止 | | | | | | | |
| 406 | 県の要請に基づき避難所等へのLPガス供給 | 県の要請に基づき避難所等へのLPガス供給 | LPガス協会の連携強化 | 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき協力要請や連絡体制を相互に確立し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。 | | | | ○ |
| 407 | 石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲） | 石油コンビナート地区災害対策事業 | 福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関と連携し防災体制の充実・強化を図るとともに、訓練の実施に向けた調整を行う。 | | | | | ○ |
| 408 | 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲） | 防災対策支援事業（災害時燃料備蓄事業） | 緊急車両等の災害用燃料の備蓄を継続するとともに、災害発生時には、福島県石油業協同組合との災害時応援協定に基づき、県が指定する車両・施設へ燃料を供給する。供給可能な燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等。 | | | | | ○ |

| 通番 | 推進方針（ソート用） | 事業及び取組 | 事業・取組の説明 | 活用している交付金・補助金 | 関連する事業主体 | | | |
|-----|------------------------------------|--|--|---|----------|---|-----|-------|
| | | | | | 別表 | 国 | 市町村 | 民間企業等 |
| 493 | 食料生産基盤の整備(再掲) | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の区画整理、農業用排水施設の整備等を行うもの。 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 494 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 水利施設等保全高度化事業（機能保全計画） | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 495 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 農業用河川工物体応急対策事業 | 農業用河川工物体（頭首工、水門、樋管、護岸工、護床工等）が構造上不適当又は不十分のため治水機能が劣り改善の必要があるものについて整備・補強を行い洪水等による被害を未然に防止する。 | 農村地域防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 496 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 国営造成施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農地耕作条件改善事業交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 497 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 498 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 根岸基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農山漁村地域整備交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 499 | かんがい排水事業（一般型） | 農業生産の基礎となる水利利用の合理化を推進し、農業生産の向上を図るため、ダム、頭首工、揚水機場、幹線排水路等の農業水利施設の整備を行う。 | 農業生産の基礎となる水利利用の合理化を推進し、農業生産の向上を図るため、ダム、頭首工、揚水機場、幹線排水路等の農業水利施設の整備を行う。 | 水利施設等保全高度化事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 500 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 県営水利施設長寿命化対策事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 501 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 県営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 502 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農山漁村地域整備交付金 水利施設等保全高度化事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 503 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 土地改良施設維持管理適正化事業 | 農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行う。 | | | ○ | ○ | |
| 504 | 農業水利施設の適正な保全管理(再掲) | 特定農業用管水路等特別対策事業 | 石線等が使用されている農業用管水路について、石線に起因する影響を未然に防止し、安全・安心な農業用水を安定的に確保するため、管路の撤去及び更新を行う。 | 農村地域防災減災事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 505 | 農業集排水施設の整備等(再掲) | 団体営農業農村施設維持管理事業 | 農村地域における屎尿、生活排水等の汚水処理施設の新規整備や改修、補修や補強を行う。 | 農山漁村地域整備交付金 農村整備事業補助金 | ○ | ○ | ○ | |
| 506 | 鳥獣被害防止対策の充実・強化 | 鳥獣被害対策強化事業 | 市町村における効果的な鳥獣被害対策への取組及び、有害捕獲により実施するイノシシ等捕獲などの取組に対して支援指導を行い、農作物等の被害防止を図る。また、野生鳥獣と住民の生活エリアの棲み分け等による安全な地域づくりのため、滞在型の現地交流研修等により、野生鳥獣対策に留まらない自然環境と共生した農村づくりのための専門知識の習得を支援し、専門知識を習得した人材が地域住民による自然環境と共生した農村づくりをコーディネートできる体制整備を支援する。 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 新しし地方経済・生活環境生交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 507 | 鳥獣被害防止対策の充実・強化(再掲) | 地域の力で進める！鳥獣被害対策事業 | 農作物等鳥獣被害防止のため地域の被害防止の取組への助言指導や活動の中心となる人材の育成と地域づくりを行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 508 | 鳥獣被害防止対策の充実・強化(再掲) | 福島県営農業再開支援事業（鳥獣被害防止緊急対策） | 営農再開に向けて障害要因となる野生鳥獣の対策のため、捕獲等による個体数調整、追い払いや緩衝帯の設置等による生息環境管理などの被害防止活動の実施、並びに侵入防止柵等の被害防止施設の整備等を支援する。 | 福島県営農業再開支援事業 | ○ | ○ | ○ | |
| 509 | 鳥獣被害防止対策の充実・強化(再掲) | 鳥獣被害対策強化事業 野生動物保護管理事業 | イノシシ等の生息数や生息域が拡大し、農業被害等が深刻化していることから、捕獲等の適正な対策を実施する。 | 指定管理鳥獣対策事業交付金 | ○ | ○ | ○ | |
| 510 | 農業・林業の担い手確保・育成 | チャレンジふくしま担い手育成支援事業 | 認定農業者の確保・育成及び農業経営改善計画の達成のため、福島県認定農業者が行う研修会の開催や現地研修の実施を支援する。 | チャレンジふくしま認定農業者支援事業 | | | | ○ |
| 511 | 農業・林業の担い手確保・育成(再掲) | 担い手づくり総合支援事業 | 自給地圏に位置付けられた者等が、経営発展や規模拡大等に必要となる農業用機械等の導入経費の一部を支援する。 | 農地利用効率化等支援交付金 | | | | |
| 512 | 農業・林業の担い手確保・育成(再掲) | 林業アカデミーふくしま運営事業 | 本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。 | 林業・木材産業循環成長対策 森林病虫害等防除事業費補助金 | ○ | ○ | ○ | |
| 513 | 農業・林業の担い手確保・育成(再掲) | 林業労働安全衛生対策費 | 林業が魅力ある職場となるように、林業労働安全衛生の防止を目的として作業現場への巡回指導を実施。 | | | | | ○ |
| 514 | 農業・林業の担い手確保・育成(再掲) | 林業就業環境整備支援事業 | 林業が魅力ある職場となるように、福利厚生や就業安全衛生対策、技術・技能の向上に資する事業を実施。 | | | | | ○ |
| 515 | 全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握(再掲) | 被災状況等の早期把握 | 被災直後の悪天候時や人手が現場に近づけぬ箇所においても、被災状況を早期に把握するため、全天候型ドローンを配備する。 | | | | | ○ |
| 516 | 目標7 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | | | | | | |
| 517 | 7-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | | | | | | |
| 518 | 災害対応ロボット等の開発・研究 | チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業 | 県内企業や大学等によるロボットや産業技術の研究開発に対する支援など、「ロボット産業革命の地ふくしま」の実現に向け、県内ロボット関連産業の育成・集積を図る。 | 福島県原子力災害復興交付金 | | ○ | ○ | ○ |
| 519 | 被災証明書等の遅やかな発行を実施するための体制強化 | 被災者生活再建支援体制推進事業（ふくしま被災者相互応援チーム体制強化事業） | 各種被災者支援策の適用にあつての判断材料となる被災証明書を市町村が速やかに発行できる体制を整えるため、各種研修を実施する。 | | | | ○ | |
| 520 | 被災証明書等の遅やかな発行を実施するための体制強化(再掲) | 市町村受援計画策定支援 | 受援計画未策定市町村を対象として個別相談等を実施し、市町村の受援計画の策定を支援する。 | | | | | |
| 521 | 災害ケースマネジメントの推進 | 被災者生活再建支援体制推進事業（災害ケースマネジメント推進事業） | 「福島県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」構成機関とともに災害ケースマネジメント推進に係る説明会や研修会を開催し、人材育成と関係団体間の連携体制強化を図る。 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 522 | 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化(再掲) | 都道府県間の相互応援協定の締結 | また、被災経路や意欲のある市町村を対象に市町村内の体制構築に向け、アドバタイズへの派遣等を通じた体制構築支援を実施する。 大規模災害時等における各都道府県間の相互応援に関する協定を締結し、実効性のある体制を整える。 ・大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（東北6県に北海道と新潟県） ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会） ・原子力災害時の相互応援に関する協定 ・航空消防防災相互応援協定 等 | | | | | |
| 523 | 市町村への人的支援(再掲) | 被災市町村に対する人的支援事業 | 関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制の整備を進めるとともに、被災時には緊急対応職員派遣制度及び中長期職員派遣システムに基づき、関係団体に対して被災市町村への職員応援派遣を要請し、災害時における円滑なボランティア支援の体制づくりを支援する。 | | ○ | ○ | ○ | |
| 524 | 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化 | 災害ボランティア支援ネットワークの構築 | 県社会福祉協議会が事務局を務める福島県災害ボランティアネットワーク連絡会に参画し平時から関係機関における相互連携関係を築き、災害時における円滑なボランティア支援の体制づくりを支援する。 | | | | | |
| 525 | 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化(再掲) | 福祉ボランティア活動強化支援事業 | 災害ボランティアセンター運営訓練の実施、災害ボランティアネットワーク連絡会の開催等 | 生活困難者就労準備支援事業費等補助金 | ○ | ○ | ○ | |
| 526 | 建設業の担い手確保 | 建設業の担い手確保に向けた取組の推進 | 第2次ふくしま建設業振興プランに基づき、担い手確保に向けた取組を推進する。 | | | | | ○ |
| 527 | 被災建築物等の迅速な把握のための人材確保 | 被災建築物応急危険度判定士の確保 | 余震等による建築物の2次被害を防止するため、大地震により被災した建築物を調査する被災建築物応急危険度判定士を養成・認定する。 | | | | | |
| 528 | 災害時対応迅速化と連携強化 | 発生時等における対応の迅速化と連携強化 | 災害発生時の迅速な初動対応のために連絡体制の相互確認を実施するとともに、更なる連携強化のため、大規模災害発生時に広域的な支援が可能となる体制の構築を図る。 | | | | | |
| 529 | ICT活用工事の推進、建設機材の遠隔操作や自動化施工、新技術の活用等 | デジタル現場活用人材育成講習会事業 デジタル現場整備補助金事業 | 地域の守り手である建設業が持続的に存続できるよう、デジタル技術等を扱える人材育成の講習会や、業務効率化や生産性向上等に寄与するデジタル機器類の購入費用等の一部補助を行い、建設企業の働き方改革を支援する。 | 福島県特定原子力施設地域振興交付金 | | | | ○ |
| 530 | 被災地における学びの確保 | 福島県災害時学校支援チーム派遣事業 | 東日本大震災の経験を活かし、県内外で発生した際に、早期学校再開を支援するために研修を修了した教職員を被災地域に派遣する。 | | | | | |
| 531 | 7-2 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | |
| 532 | 災害廃棄物処理計画の策定・推進 | 災害廃棄物対策・理解促進事業 | 市町村等に福島県災害廃棄物処理計画の概要を説明するとともに市町村計画のひな形を示すなど、計画未策定の市町村に計画の策定を促す。 | | | | | |
| 533 | 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化 | 災害廃棄物対策・理解促進事業 | 大規模災害に備え、市町村災害廃棄物処理の担当者等を対象に研修会を実施する。研修では廃棄物の他、福島県災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応手順書を活用した対応を実施し、出発者の意見と交換して手順書の見直しを行う。 | | ○ | ○ | ○ | |
| 534 | 海岸漂着物等地域対策推進事業 | 海岸漂着物等地域対策推進事業 | 海岸漂着物等の発生抑制対策等を効果的に推進するため、定期的な海岸漂着物等の性状や発生原因、量の推移等に関する調査や市町村が実施する海岸漂着物等対策事業への助成を実施するほか、海岸漂着物等の原因となるボイ捨てごみへの対策を実施する。 | | | | | |
| 535 | 港湾施設の整備等(再掲) | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | | |
| 536 | 漁港施設の整備等(再掲) | 漁港施設機能強化事業 水産物供給基盤機能保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助・水産資源環境整備事業費補助・漁村総合整備事業費補助） | ○ | | | |
| 537 | 7-3 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | |
| 538 | 災害時における応急仮設住宅供給に係る事前把握 | 災害時における応急仮設住宅供給に係る情報を事前に把握する。 | 県を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能とし、安全・安心な交通を確保する。 | | | | | |
| 539 | 地籍調査の推進 | 地籍調査事業 | 地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について所有者、地目、地番、境界、面積等の調査・測量を行い、地籍図、地籍簿を作成する。 | 地籍調査費負担金 社会資本整備総合交付金 | ○ | ○ | | |
| 540 | 7-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | | | | | | |
| 541 | 文化財の防災対策 | 文化財管理指導事業 | 文化財バトロールにより、防災状況を確認し、必要な対策の実施につなげる。 | | | | ○ | |
| 542 | 文化財の防災対策(再掲) | 文化財保存活用促進事業 | 「文化財に係る災害時の相互応援に関する協定」文化財に係る災害時の応援活動支援に関する協定」連絡会議を開催し、文化財保存活用担当者の連携を強め、市町村の文化財に係る防災力・減災力の向上を図る。 | | | | | |
| 543 | 文化財の防災対策(再掲) | 文化財保存助成事業 | 不特定多数の者が入場する建築物を中心に、毀損等し防災施設等にかかる対策、耐震対策を早急に促進するとともに、平時の整備を加速し、適切な整備周期により保存整備を促す。 | 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 | | | ○ | ○ |
| 544 | 文化財の防災対策(再掲) | 文化財高付加価値化事業 | 県が所有する指定文化財の修復・美装化を行うことで文化財価値を高め、次世代に魅力的な状態で継承する。 | 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 | | | ○ | |
| 545 | 地域コミュニティの再生・活性化 | 大学生と集落の協働による地域活性化事業 | 県内外の大学生等のグループと集落との交流を通して、若者や外部からの新たな視点を取り入れ、集落活性化の取組の実現・継続のサポートを行う。 | 福島県特定原子力施設地域振興交付金 | | | | |
| 546 | 地域コミュニティの再生・活性化(再掲) | 地域おこし協力隊支援事業 | 総務省「地域おこし協力隊制度」の活用を推進するため、市町村の受入態勢充実への支援や、現段階のスキルアップを図ることにより、協力隊の設置・定着を促進し、定住人口の増加及び地域の活性化を図り、本県の復興・創生に寄与する。 | | | | | |
| 547 | 地域コミュニティの再生・活性化(再掲) | 福島県復興支援専門員（避難地域復興）設置業務委託 | 支援を効果的に実行するために必要な知見・人材を有する団体に事業を委託し、避難指示解除区域等にも復興支援員とその拠点を設置、避難市町村や各種団体等と連携を取りつつ、帰還に向けた環境整備を促進するための取組を実施する。 | 震災復興特別交付税 ※総務省「復興支援制度」を活用 | | ○ | ○ | |
| 548 | 地域コミュニティの再生・活性化(再掲) | 地域コミュニティ再生・形成支援事業 | 避難地域12市町村における移住者の定着に向けて、知見を有する団体に事業を委託し、地域コミュニティの再生・形成に向けた支援を行う。 | 福島県再生加速化交付金 | | ○ | ○ | |
| 549 | 自動・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「そなえるふくしまノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」し、「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 550 | 自動・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(地域防災活動促進事業) | 自主防災組織の設立や活動促進を目的として、市町村職員や自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を開催するとともに、研修・訓練に係る経費や資機材整備に係る費用の一部について助成する。また、地区防災マップや地区防災計画の策定を支援する。 | | | | | |
| 551 | 自動・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 学校や地域団体等へ向け、適切な避難行動や避難生活に必要な知識を普及する「防災教室」を実施する。 | | | | | |
| 552 | 自動・共助の取組促進(再掲) | 地域防災力強化支援事業(自立防災活動促進事業) | 災害時対応協定を締結しているスーパーやホームセンターでの店頭防災プロモーションや小学生を対象に防災を体験しながら学ぶ防災キャンプを実施する。 | | | | | ○ |
| 553 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 防災対策支援事業（避難行動要支援者個別計画作成支援事業） | 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、市町村を対象とした研修会等を開催するとともに、地域ごとに行政や事業所等の関係者が意見交換を行う懇談会の開催や、各市町村の進捗状況や課題に応じた個別奔走支援を実施する。 | | | | | |
| 554 | 避難行動要支援者対策の推進(再掲) | 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 | 医療的ケア児の災害時対策や市町村における個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。 | 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 | | | | ○ |
| 555 | 自主防災組織等の強化(再掲) | 地域防災力強化支援事業（自立防災活動促進事業） | 「そなえるふくしまノート」等を活用し、広く県民に対し、災害や災害の対応について、「学び」「体験」し、「考える」機会をつくる。 | | | | | ○ |
| 556 | 地域公共交通の確保(再掲) | 只見線維持管理事業 | 令和4年の全線運転再開後において、適切な鉄道施設等の維持管理を行う。 | | | | | ○ |
| 557 | 地域公共交通の確保(再掲) | 市町村生活交通対策のための補助 | 地域の実情に即し主体的に集合バス運行等生活交通対策事業を行う市町村を支援することにより県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。 | | | | | |
| 558 | 地域公共交通の確保(再掲) | 生活路線バス運行維持のための補助 | 地域公共交通について、地域間ネットワークを形成する地域間幹線系統を確保するため国の地域公共交通確保維持改善事業と協調して支援を行う。 | | ○ | ○ | ○ | |
| 559 | 7-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 | | | | | | |
| 560 | 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等 | 国内観光の促進（教育旅行復興事業） | 教育旅行復興事業（貸切バス経費の助成、教育旅行誘致キャラバン、本県ならではの教育旅行の造成等） | 観光庁補助金・中野基金 | | | | ○ |
| 561 | 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(再掲) | 国内観光の促進（ホープツーリズム推進事業） | ホープツーリズムの推進、情報発信を行う。 | 観光庁補助金・再生加速化交付金 | | | | ○ |
| 562 | 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(再掲) | 第三者認証GAP等取得促進事業 | 産地の信頼回復・向上を図るため、産地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を推進するとともに、GAPの申請や取組に消費者等と連携する。 | 福島県農林水産復興創出事業交付金 | | | | ○ |
| 563 | 震災教訓の伝承・風化防止 | 東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業 | 震災の記録と教訓を後世に伝えるとともに、復興に向けて力強く福島県民の姿やこれまで国内外からいただいた顕著な支援に対する感謝の思いを発信するため、東日本大震災・原子力災害伝承館を運営する。 | 原子力災害等情報発信事業補助金 | | | | ○ |
| 564 | 放射線モニタリング体制の充実・強化(再掲) | 緊急時・広域環境放射線監視事業 | 原子力発電所周辺及び県内全域において環境放射線等の調査測定を実施。 | 放射線監視等交付金 福島県再生加速化交付金 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 水準調査委託金 | | ○ | ○ | |
| 565 | 港湾施設の整備等(再掲) | 交付金事業（港湾） 港湾維持管理事業（長寿命化） | 安全で円滑な荷役の実施や老朽化施設の安全確保のため、港湾施設の整備を行う。 | 社会資本整備総合交付金 | | | | |
| 566 | 漁港施設の整備等(再掲) | 漁港施設機能強化事業 水産物供給基盤機能保全事業等 | 漁港施設強化基本計画に基づき計画的な漁港施設の整備及び機能保全計画に基づき計画的な漁港施設の更新を実施する。 | 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助・水産資源環境整備事業費補助・漁村総合整備事業費補助） | ○ | | | |
| 567 | 家畜伝染病対策の充実・強化(再掲) | 家畜防疫事業（特定家畜伝染病防疫体制整備事業） | 高病原性豚インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生及びまん延防止を目的とした発生予防のための検査を行う。また、これらの伝染病発生に備えて必要な資材の計画的な備蓄や講習等を実施する。 | 家畜伝染病予防費負担金 | | | | |
| 568 | 港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進(再掲) | 事業継続計画の実効性を高める取組を推進 | 関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。 | | | | | ○ |
| 569 | 漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進(再掲) | 事業計画の策定を推進 | 関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。 | | | | | ○ |